

函館市企業局広告審査会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市企業局広告審査基準（平成18年7月11日施行。以下「審査基準」という。）第6条第2項の規定に基づき、函館市企業局広告審査会（以下「審査会」という。）の構成およびその他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員長および委員をもって組織する。

2 委員長は交通部長をもって充てる。

3 委員は交通部次長，安全推進課長，事業課長および施設課長をもって充てる。

4 委員長は審査会を総理する。委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審査会の会議（以下「会議」という）は、委員長が招集する。

2 会議は前条第4項に規定する委員長の指定する委員および委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、カラー電車に係る審査において必要があると認めるときは、デザイン，色彩等に関し専門的知識を有する者に意見を求めることができる。

(庶務)

第4条 審査会に関する庶務は、交通部事業課において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成18年7月11日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年7月21日から施行する。